

Info 事業を営む方へのお願い

給与支払報告書の提出

事業主の方は、従業員や雇い人（家族などの青色事業専従者を含む）に対し、給与、賃金、賞与などを支払った場合、支払いを受ける方ごとに、前年中の支払額などを記載した給与支払報告書を、その支払いを受ける方の1月1日の住所がある市町村へ、提出する必要があります。事業主の方で、正規社員、パート、アルバイト、日雇い、退職者などがおられる場合は、個人・法人を問わず、提出してください。

▼提出期限 1月31日（金）必着▼提出方法 持参、郵送かeTAX（エルタックス）インターネットを利用した提出方法：<http://www.eltax.jp/>のいずれか

個人住民税の特別徴収

県と県内すべての市町村では、個人住民税の特別徴収（給与天引き）の適正実施に取り組んでいます。現在、従業員の個人住民税が普通徴収となっている事業所については、令和2年度分以降、特別徴収への切り替えをお願いします。

特別徴収とは

給与支払者が、所得税の源泉徴収と同様に、毎月従業員に支払う給与から住民税を徴収し、納入していただく制度です。法令の規定により、給与を支払う事業主は、原則として個人住民税を特別徴収していただくことになっています。

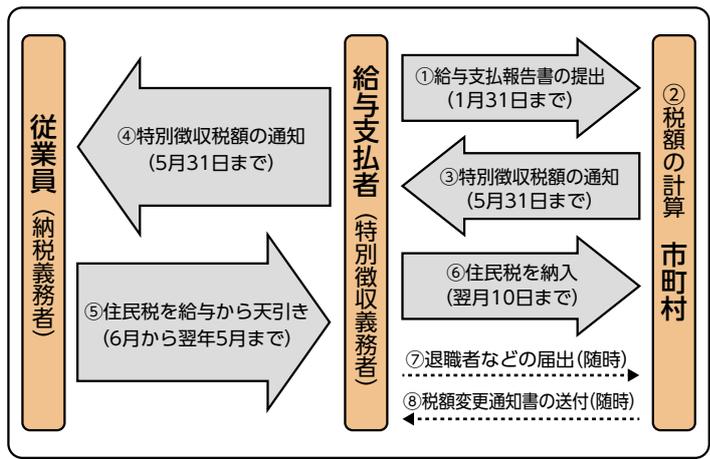
特別徴収の対象となる方

前年中に給与の支払いを受け、かつ当年の4月1日に給与の支払いを受けているすべての従業員（パート、アルバイトを含む）。

特別徴収の対象とならない方

- ・退職者（退職予定者を含む）
- ・2つ以上の事業所から給与の支払いを受け、他の事業所で特別徴収が行われている方
- ・給与支払額が少なく、個人住民税を特別徴収できない方
- ・給与が毎月支給されていない方

特別徴収のしくみ



▼問合せ 税務課課税係 ☎28・2434

Info 要介護認定者の所得控除

要介護認定を受けている方は、確定申告により次の所得控除を受けることができます。

▼障害者控除

所得税の申告などで障害者控除を受ける場合には、「障害者控除対象者認定書」が必要です。

令和元年12月31日を基準日として、65歳以上で要介護認定を受けている方に、町から1月中旬頃に認定書を送付します。なお、基準日前に亡くなられた方についても、対象となる場合がありますので、お問い合わせの上、役場1階保険課（3番窓口）で申請してください。

▼おむつ代に係る医療費控除

要介護認定を受けている方が次の書類を添付するか提示すれば、おむつ代に係る費用の医療費控除を受けることができます。

- ▽初めて控除を受ける場合
 - ①医師が発行するおむつ使用証明書
 - ※役場1階3番窓口保険課で用紙を配布します。
- ②おむつ代の領収書
- ▽2年目以降の場合
 - ①おむつ使用確認書

※要介護認定申請時の介護保険主治医意見書で「寝たきり状態にあること」、「尿失禁の発生の可能性があること」が確認できる方に交付します。必要な方は役場1階3番窓口保険課へ申請してください。

②おむつ代の領収書

Info 自動車税・軽自動車税の手続き

▼問合せ 保険課高齢者・介護係 ☎28・0100

自動車税・軽自動車税種別割は、4月1日現在の所有者に課税されます。車検切れなどで廃車にするときや、名義変更をするときは、3月末までに手続きを行ってください。なお、毎年2月、3月は車検場の登録窓口が大変混雑します。早めの手続きをおすすめします。

自動車の登録・廃車などの手続きを自動車販売業者などに依頼する方は、手続きが確実に行われているかを確認してください。

自動車税・軽自動車税の手続き

○普通自動車・小型自動車・250ccを超えるオートバイ	愛知運輸支局小牧自動車検査登録事務所 ☎050・5540・2048
○軽自動車（四輪・三輪）	軽自動車検査協会 ☎050・3816・1773
○125ccを超え250cc以下のオートバイ	愛知運輸支局小牧自動車検査登録事務所 ☎050・5540・2048
○125cc以下のオートバイ・小型特種自動車	町税務課 ☎28・2434（ダイヤルイン）
税金の問合せ（自動車税種別割）	県名古屋北部県税事務所課税第二課自動車税グループ ☎052・531・6305（ダイヤルイン）
税金の問合せ（軽自動車税種別割）	町税務課 ☎28・2434（ダイヤルイン）